ĦJ

創業のための資金融資にかかる 保証料と利子助成制度について

産業環境課 内線 272・273

扶桑町では創業のための資金融資を受けた事業者を対象に、負担軽減と町内産業の発展及び振興を 図ることを目的として、創業のための資金融資について保証料と利子の一部を助成します。

種類	補助対象	助成額
扶桑町創業等支援資金融 資 保 証 料 助 成 金	○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人○融資に係る保証料を一括納付した者○町税等の滞納がない者	保証料の全額(借換金額 に相当する保証料は除き ます。100 円未満切捨て)
扶桑町創業等支援資金融資利子補給助成金	○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人○融資に係る利子を納付した者○町税等の滞納がない者	支 払 済 利 子 12 か 月 分 (月額の上限は 1 万円で、 100 円未満切捨て)
日本政策金融公庫 融 資 制 度 に 係 る 利 子 補 給 助 成 金	○株式会社日本政策金融公庫から創業のために必要な資金融資を 受けた者○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び 法人○融資に係る利子を納付した者○町税等の滞納がない者	支 払 済 利 子 24 か 月 分 (月額の上限は 1 万円で、 100 円未満切捨て)

※扶桑町創業等支援資金融資利子補給助成金・日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金については、 前年支払分を翌年1月中に申請してください。

▼申込み・問い合わせ 産業環境課 産業グループ

2分の1 産業環境課へ提出してくださ 申請書等 平 成 31 申請 年3月11 の詳細は産業環境課 日までに申請 書等 お問 を

対象施設に係る固定資産税相当

※他の補助金等の交付を受ける予 補助金額 あるものは対象となりません。 定

30年度に課税されるもの 償却資産を含む)で固定資産税が平成 使用するものを除く。 業の用に供する事業用の家屋 平成29年中に新たに取得された製造 同時に取得し (住居

のないことが条件となります。 に規定する中小企業者で、 した中小企業信用保険法第2条第1 対象施 事業用の 施設を町内に新設又は 町税の

投資事業に対する経費の 致と継続した経営のための新たな設備 扶桑町では中小企業者の町内 一部を補 へ の

ます。

対象

増

項 設

扶桑町中小企業振 補助制 度に 興 つい

産業環境課

内線272